## 様式３－Ｂ

守秘義務の遵守に関する誓約書

西暦　　　　年　　月　　日

大阪府知事　様

大阪市長　様

所　 在 　地

商号又は名称

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　印

当社は、今般、大阪府・大阪市ＩＲ推進局（以下「貴局」といいます。）が2019年４月24日付けで公表された「（仮称）大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業コンセプト募集要項」（以下「募集要項」といいます。）に基づき、事業コンセプトの提案及び対話（以下「本提案等」といいます。）を行うにあたり、本誓約書を提出した者にのみ貴局が開示する資料（以下「守秘義務対象開示資料」といいます。）の提供を受けることを希望します。

守秘義務対象開示資料の提供を受け、貴局との対話（以下「本対話」といいます。本誓約書の提出以降、新たに追加された検討項目に関して貴局と行う対話を含みます。）を行うにあたっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第１条（利用の目的）

１　当社は、守秘義務対象開示資料及び本対話により貴局から提供された情報（以下、これらを「本秘密情報等」といいます。）を本提案等の準備及び実施以外の目的のために利用しません。

２　当社は、当社の応募グループ構成員、協力企業及び応募アドバイザー（応募グループ構成員、協力企業及び応募アドバイザーの定義は募集要項の定義規定に従います。）のうち、あらかじめ当社が情報の開示先として貴局に報告した者（以下「第二次被開示者」といいます。）に対して、本秘密情報等の全部又は一部を開示できるものとします。ただし、本秘密情報等の開示に先立ち、当社は、第二次被開示者に対して、本誓約書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を、書面をもって誓約させ、その書面の写しを貴局に提出することを約束します。

３　当社は、自らの責任において、本秘密情報等の全部又は一部を第二次被開示者に開示した場合、第二次被開示者をして本誓約書に定めるものと同等の秘密保持義務を遵守させるものとし、第二次被開示者がかかる義務に違反した場合には、当社が本誓約書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。

４　当社は、貴局による特定複合観光施設の設置運営事業者の募集・選定手続において、本誓約書違反の事実（第二次被開示者が本誓約書記載の遵守事項と同一の守秘義務に違反した場合を含む。）がないことが、参加条件又は選定条件となる可能性があることを理解しています。

第２条（秘密の保持）

当社は、本秘密情報等を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に開示又は漏洩しません。但し、法律、命令、条例等（以下「法令等」といいます。）により提供の義務が課される場合はこの限りではありません。

第３条（善管注意義務）

当社は、本秘密情報等が、貴局又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に提供された場合には、貴局又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、本秘密情報等を善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第４条（個人情報の取扱い）

貴局から提供を受けた本秘密情報等のうち個人情報に該当するものについては、当社は、本誓約書の定める義務に加えて、個人情報保護に関する法令等に従って、適切に利用、保持及び管理を行うことを約束します。

第５条（存続期間）

本誓約書に基づき当社が負う義務は、本提案等の終了後においても、存続するものとします。

第６条（損害賠償義務）

１　当社は、当社から本秘密情報等が漏洩した場合又はその兆候がある場合には、速やかに貴局に報告したうえで、貴局の指示に従って次の事項について対応します。

1. 事実関係の把握
2. 本秘密情報等の漏洩により影響を受ける可能性がある者（同情報により識別される者及び貴局への情報提供者を含みますがこれに限りません。以下「関係者」といいます。）に対する通知
3. 原因の究明と再発防止
4. 本秘密情報等の返還、廃棄等
5. その他対応を要する事項

２　当社から本秘密情報等が漏洩した場合及び当社が本誓約書に違反した場合、当社は、それにより貴局又は第三者（関係者を含みますがこれに限りません。）に生じた損害を賠償することを約束します。

第７条（印刷物等の破棄）

１　当社は、本秘密情報等の印刷物等（守秘義務対象開示資料の全部又は一部の印刷物、複写物、複製及びハードディスク等の記録媒体への記録、情報を加工して作成した資料を含むがこれに限りません。）を、当社が募集要項に従い事業コンセプトの提案をしないことが明らかになった日又は貴局が破棄期限として指定する日のいずれか早い時点までにすべて速やかに破棄することを約束します。

２　法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により本秘密情報等の全部又は一部を保持することが義務付けられているため、前項の規定により本秘密情報等の印刷物等を破棄することができない場合、当社は、その理由を付して破棄予定日を通知することとし、情報保持を義務付けられた期間が経過する等により情報保持義務等がその後終了したときは、速やかに当該印刷物等をすべて破棄することを約束します。

３　当社は、前２項の規定に基づき本秘密情報等の印刷物等を破棄したときは、貴局に対し、破棄義務の遵守に関する誓約書の提出をもって、その旨報告します。